専業主婦(夫)の年金が改正されました

サラリーマンの夫が退職 替えについて した際などの年金の切り

ਰ੍ਹ 退職した際などに年金の切り替えの手続 金を受け取れるようになる場合がありま いる主婦が手続きをすることにより、年 きが遅れたため、保険料が未納となって の年金が改正され、サラリーマンの夫が 平成25年7月1日から専業主婦(※)

収が増えたときなどは、 夫が会社を退職した場合や妻自身の年 手続き (第3



付することができないため、保険料の「未 とがある方は、2年以上前の保険料を納 せんが、この手続きが2年以上遅れたこ 届)をして保険料を納めなくてはなりま 号被保険者から第1号被保険者への変更 納期間_ が発生します。

 \star

た。 に算入することができるようになりまし より、「未納期間」を「受給資格期間 れ、このような方が手続きをすることに このたび、専業主婦の年金が改正さ

の場合も同様です ※)妻がサラリーマン、夫が専業主夫

- 年以上遅れたことがある方は、 お問い合わせを一 主婦年金からの切り替えの手続が2 今すぐ
- れると年金の受け取りも遅れます。 65歳以上の方は、お問い合わせが遅
- 年金の減額を防ぐことができます。ま 手続きをすることにより、無年金や

ながります。 の障害年金などの受給権の確保にもつ た、老齢年金だけではなく、万一の時

より、 間の保険料を納付することができます かのぼって払うことができなかった期 (最大10年分)。保険料を納めることに 保険料納付で年金額アップー 手続きをすることにより、本来はさ 年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付が できるようになります。手続きを て保険料納付のご案内を郵送する された方に、平成27年4月に向け

予定です。

国民年金の ご存じですかっ 任意加入制度



金 老齢基礎年金(65歳から受けられる年 は 20歳から60歳になるまでの40年

> ければ、 ができません。 の納め忘れなどに 金を受け取ること 間保険料を納めな 国民年金保険料 満額の年

ができます。 たない場合は、 より、保険料の納付済期間が4年間に満 納めることにより、満額に近づけること の間に国民年金に任意加入して保険料を 60歳から65歳になるまで

ます。(ただし、昭和4年4月1日以前 が、この要件を満たしていない場合は、 等が原則として25年以上必要となります に生まれた方に限られます。 70歳になるまで任意加入することができ 保険料の納付済期間や保険料の免除期間 なお、老齢基礎年金を受けるためには

きます。 万も、国民年金に任意加入することがで また、海外に在住する日本国籍を持つ

お問い合わせ

☎0570-011-050または 国民年金保険料専用ダイヤル

ください。 コザ年金事務所へお問い合わせ

2933-3437